

今号の主な内容

- 2面 区の財政状況をお知らせします
- 3面 区への寄附金にご協力を
- 4面 家庭でできるエコな取り組みを実践しよう
- 8面 新宿中央公園トイレ ネーミングライツ事業者を募集
年末年始の資源・ごみ収集
商店街の年末年始イベント

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成29年(2017年)

12・5

第2231号



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ ☎ http://www.city.shinjuku.lg.jp/
携帯電話版 ☎ http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

12月3日～9日は障害者週間

障害のある方も ない方も
ともに支え合い

安心して暮らせるまちへ

ご存知ですか?

障害者差別解消法



障害者差別解消法は、障害の有無にかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的として、「障害を理由とする差別」をなくすために制定されました。

区民や事業者として、「障害を理由とする差別」をなくすために皆さんができることに取り組みましょう。

【問合せ】障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階)☎(5273)4516・☎(3209)3441へ。

事業者としての望ましい取り組み

障害者差別解消法の「事業者」とは、営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象です。下記は取り組み例の一部です。

車いすの利用者などのために、店舗の出入り口にスロープを設置するなど段差を解消する

盲導犬など身体障害者補助犬が飲食店や事務所に入りやすいよう整備し、周囲の理解を求める

障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名を付ける

区民の皆さんができること

障害者差別解消法で、一般の区民の皆さんに課せられる義務や罰則はありませんが、下記の例を参考に積極的に声を掛けるなどしましょう。

視覚障害のある方を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない

視覚障害のある方を見かけたら、こちらから積極的に声を掛け協力を申し出る

必着のない方は駐車場の「障害者等用駐車スペース」には駐車しない



ヘルプカード 困っている方に手助けを

障害のある方の中には、手助けが必要なのに自分から「困っている」と伝えられない方がいます。ヘルプカード(左上)は、障害のある方が普段から持っていることで、日常生活で困ったときや緊急・災害時などに周囲の手助けをお願いしやすくするものです。カードをお持ちの困っている方を見かけたら、カードの裏面に記載の手順で手助けしてください。

- カードには氏名・住所・生年月日のほか、困ったときに伝えたいことが記入されています
- 例えば
- ◆ 緊急連絡先
 - ◆ アレルギーや発作の症状
 - ◆ 救急時に搬送してほしい病院
 - ◆ 周りの人に配慮してほしいことなど

※ヘルプカードは障害者福祉課、障害者福祉センター(戸山1-22-2)、保健センター等で配布しています。

障害者週間にちなんで開催

12月5日(火)・6日(水)

障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展

【日時】12月5日(火)午前10時30分～午後8時(販売は午後7時まで)、6日(水)午前10時30分～午後5時

【会場】新宿駅西口広場イベントコーナー

【内容】▶ 障害のある方が制作した絵画・書・陶芸等の展示、▶ 七宝焼・ビーズ等のアクセサリ、パン・クッキー等の販売、▶ 知的障害者疑似体験、▶ 音楽ステージほか

※絵画等の作品は、ギャラリーオーガード「みるっく」(新宿大ガード下)でも12月21日(木)まで展示しています。

【問合せ】障害者福祉課事業指導係☎(5273)4253・☎(3209)3441へ。



◀ 昨年の共同バザールの様子



展 ▶ 過去の障害者作品展から

12月6日(水)まで

障害者週間パネル展

区役所本庁舎1階ロビーで障害者差別解消法の解説パネルなどを展示しています。【問合せ】障害者福祉課福祉推進係へ。